○清須市選挙管理委員会規程

平成１７年７月７日

選挙管理委員会告示第１号

（趣旨）

第１条　この告示は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９４条の規定に基づき、清須市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長の選挙）

第２条　法第１８７条第１項の規定による委員長の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票の数が同じであるときは、くじでこれを定める。

２　委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。

３　前項の場合においては、被指名人をもって委員長と定めるかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意を得た者をもって当選人とする。

４　委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所及び氏名を告示しなければならない。

（委員長の任期及び補欠選挙）

第３条　委員長の任期は、委員の任期による。

２　委員会は委員長が欠けたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示し、かつ、速やかに法第１８７条第１項の規定による選挙を行わなければならない。

（委員長代理の指定）

第４条　委員長は、法第１８７条第３項の規定により、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長代理委員」という。）をあらかじめ指定しなければならない。

２　委員長は、前項の指定をしたときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

（臨時委員長）

第５条　委員長及び委員長代理委員が共に改選された後委員長が選挙されるまでの

間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うものとする。

２　前項の規定は、委員長及び委員長代理委員が共に欠けた場合について準用する。

（委員長、委員長代理、委員及び補充員の辞職）

第６条　委員長は、法第１８５条第１項の規定により退職しようとするときは、理由を付した文書によって、委員長代理委員に申し出なければならない。

２　委員が法第１８５条第２項の規定により退職しようとするときは、前項の例により委員長に申し出なければならない。

（委員及び補充員の告示）

第７条　法第１８２条第１項及び第２項の規定により委員及び補充員の選挙が行われたときは、委員会は、直ちにその旨並びに委員及び補充員となった者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（委員の補欠の通知）

第８条　委員長は、法第１８２条第３項の規定により委員を補欠したときは、直ちにその旨並びにそれにより委員となった者の住所及び氏名をその他の委員及び清須市議会に通知しなければならない。

（所属政党等の変更の届出）

第９条　委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又はその属する政党その他団体を変更したときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

（住所変更の届出）

第１０条　委員は、その住所を移転したときは直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

（委員会の招集）

第１１条　委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行う。

２　前項の通知は、招集すべき日の前日までに、招集の日時及び場所並びに付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

（選挙後最初の招集）

第１２条　委員の改選後最初に開かれる委員会は、書記長が招集するものとする。

（欠席の届出）

第１３条　委員会に出席することができない事情がある委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

２　委員長は、委員会に出席することができない事情が生じたときは、あらかじめ委員長代理委員にその旨を届け出なければならない。

（緊急付議）

第１４条　委員会の開会中に急を要する議事があるときは、第１２条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

（説明聴取）

第１５条　委員会は、必要があると認めるときは、市長又は関係のある者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

（会議録の作成）

第１６条　委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

２　会議録には、委員長及び委員長が指定した委員が署名しなければならない。

（委員会の開閉等）

第１７条　第１１条から前条までに定めるもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、清須市議会の会議の例による。

（委員長の職務）

第１８条　委員長は、法令に定めのあるもののほか、おおむね次に掲げる事務を担任する。

（１）　委員会の議決すべき事件について議案を提出すること。

（２）　委員会の議決した事項を執行すること。

（３）　予算の経理に関すること。

（４）　公印及び文書の保管に関すること。

（５）　書記その他の職員の服務に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

（専決処分）

第１９条　委員会の権限に属する事項のうち、軽易な事項で、その議決により指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。

２　委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の委員会の会議に報告しなければならない。

（職員の任免についての協議）

第２０条　法第１８０条の３の規定による委員会の職員についての市長との協議は、委員長がこれを行うものとする。

（書記長その他の職員）

第２１条　委員会に書記長及び書記その他の職員を置く。

２　書記長は、委員長の命を受け、書記を指揮して委員会に関する事務を総括する。

３　書記長補佐は、書記長を補佐し、書記長に事故があるとき、又は書記長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　書記その他の職員は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

（書記長の専決処分）

第２２条　書記長は、委員会の定めるところにより、委員会の事務を専決することができる。

（職員の服務等）

第２３条　この告示に定めるもののほか、書記その他の職員の服務及び事務の処理については、市の職員の例による。

（文書の取扱い）

第２４条　この告示に定めるもののほか、委員会の文書の収受、処理、編さん及び保存については、清須市の文書の処理の例による。

（告示等の方法）

第２５条　委員会及び委員長の告示又は公表は、清須市の告示の方法の例によって、これを行うものとする。

（公印）

第２６条　委員会、委員長、委員長代理委員及び書記長の公印の名称、寸法、ひな形番号等は、次のとおりとする。

名称	書体	寸法（ミリメートル）	ひな形番号	個数	用途	管理者
愛知県清須市選挙	古印体	方　３０	1	1	一般文書用	書記長

管理委員会之印						
愛知県清須市選挙管理委員会之印	古印体	方　１８	1	1	特定文書刷込用	書記長
愛知県清須市選挙管理委員会委員長之印	古印体	方　１８	2	1	一般文書用	書記長
愛知県清須市選挙管理委員会委員長代理委員之印	古印体	方　１８	3	1	一般文書用	書記長
愛知県清須市選挙管理委員会書記長之印	古印体	方　１８	4	1	一般文書用	書記長

２　公印のひな形は、次のとおりとする。

1	2	3	4
愛知県清須選挙管理委会　之	愛知県清須選挙管理委会委員長之	愛知県清須選挙管理委会委員長代委　員　之	愛知県清須選挙管理委会書記長之

（その他）

第２７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この告示は、平成１７年７月７日から施行する。